

くっかけテラス内チャレンジショップ運営要領

1. 目的

この要領は、くっかけテラス内に設置されるチャレンジショップの運営と業者を選定するため、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 基本的な考え方

くっかけテラスは、中軽井沢駅周辺の賑わいの創出にとって重要な役割を担っている。くっかけテラス内にチャレンジショップを設置してから10年以上が経過した状況のなかで、中軽井沢周辺には新規出店者が増え、空き店舗が減少する等、中軽井沢周辺の活性化に少なからず寄与してきた。今後も、中軽井沢周辺の更なる活性化に向け軽井沢町商工会中軽井沢支部等と連携し、新たな商工業者の新規出店を支援し独立した開業に向けた経営の場として、くっかけテラス内にチャレンジショップを継続して設置する。なお、中軽井沢周辺において新規出店が困難な場合は、軽井沢町商工会各支部と連携し、町内での新規出店を支援するものとする。

3. 管理運営に伴う基本仕様書

①賃貸借の規模用途

1) 名称 くっかけテラス内チャレンジショップ

2) 店舗面積 5区画

No.1 9.24 m²

No.2 8.69 m²

No.3 8.69 m²

No.4 8.69 m²

No.5 12.32 m²

3) 店舗計画図書 図面・設備表

②出店についての条件

1) 管理運営等

(ア) 業務の内容が下記のいずれかに該当するものは許可しない。

- ・法令等に違反する事業又はそのおそれがある事業
- ・公序良俗に反する事業又はそのおそれがある事業
- ・基本的人権を侵害する事業又はそのおそれがある事業
- ・政治性又は宗教性のある事業
- ・特定の主義又は主張を行う事業又はそのおそれがある事業
- ・実施内容について町が推奨している等誤解を招く事業又はそのおそれがある事業
- ・既に出店した店舗の再応募
- ・その他、事業として実施することが適当でない事業

(イ) 出店にあたり必要となる設備等の工事費等及び退去時の原型復旧

に伴う費用はくっかけテラス内チャレンジショップの利用許可に係る契約を締結した者（以下「出店者」という。）の負担とする。

（ウ）利用期間は、許可をした日より2年間とする。新規出店者との引き継ぎ期間（約2カ月間程度）を含む。

（エ）営業時間は、原則として午前9時から午後9時までの間とし、1週間の総営業時間は40時間を超えないものとする。

（オ）出店者において、納期限が到来した町税等の滞納がないこと。

（カ）新規事業、既存事業とは別事業又は業種転換を行う事業であること。

（キ）チャレンジショップ外への看板等の設置、陳列等を行わないこと。

（ク）年間を通し店舗として利用し、倉庫等として利用しないこと。

（ケ）原則として、週4日以上営業すること。併せて、週1回以上は土曜日、日曜日、または祝日に営業すること。

（コ）期間終了後、町内での店舗開設を基本とし検討すること。

（タ）期間終了後、町内で事業をする場合は軽井沢町商工会への加入を基本とし検討すること。

（チ）上記以外については、出店者と軽井沢町及び指定管理者（以下「管理者」という。）との協議により決定する。

2) 出店者の責任

出店者は、運營業務の遂行にあたり、その円滑な運営に支障をきたすことのない様にすると共に、以下にあげる事項についてもその責務を果たすこと。

（ア）法令等の遵守

出店者は、この業務の遂行にあたっては、各種法令等を遵守すると共に、建物の安全と良好な環境の保全に努めること。

（イ）営業に必要な各種法令に基づく許認可の取得

営業に必要な各種法令に基づく許認可の取得をすること。

（例：飲食を提供する出店者は、「食品営業許可」を取得していること。また、アルコール飲料を提供する場合には、別途「酒類販売業免許」、「飲食店営業許可」を取得していること。）

（ウ）信用失墜行為

出店者は、信用を失墜する行為をしてはならない。

（エ）第三者に施設利用に対する権利を譲渡してはならない。

（オ）事業内容が許可規定の対象外となることが判明し、出店の許可を取り消す決定をした場合は、出店者は事業の中止及び速やかに内装等を原型復旧し退去するものとする。また、事業中止に伴い生じる経費は出店者が負担するものとする。

（カ）常にチャレンジショップ内を整理・整頓し清潔にしておくこと。

(キ) その他、定めのないものは、出店者と管理者において協議のうえ決定するものとする。

3) 損害予防措置等

(ア) 損害賠償

A) 業務遂行中に業務従事者が負傷もしくは死亡することがあっても、管理者は一切の責めを負わない。

B) 出店者の責により第三者に損害を与えた場合は、出店者は損害賠償の責めを負う。

(イ) 破損箇所に対する措置

出店するにあたり設置等した、建築意匠、電気設備、機械設備等を含め、チャレンジショップにおける施設等の破損や故障箇所については、管理者に瑕疵が無い限り、出店者は管理者に報告するとともに出店者の負担と責任により速やかに修理等行うこと。

4) 費用負担区分

(ア) 施設使用料 無料

(イ) 出店者の負担

A) 上下水道料・電気使用料は、子メーター計量により費用負担

B) 電話通信費、工事費及び維持管理費用

C) 退去時の原型復旧に伴う費用

(ウ) 上記以外のその他費用負担区分が不明確なものについては、出店者と管理者との協議により決定する。

4. 出店希望者の手続き

出店希望者は、次の書類を提出すること。

①提出書類一覧

1) 申請書

2) 配置平面図

3) 業務内容（取扱商品等、料金、営業時間、コンセプト等）

提出期限： 令和8年10月30日（金） 午後5時まで

提出場所： 観光経済課

〒389-0192

長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉 2381-1

TEL 0267-45-8579 FAX 0267-46-3165

※封筒表面に『チャレンジショップ書類在中』と記載してください。

5. 審査方法

①提出された書類を審査し、選考された者によるプレゼンテーションを実施し決定する。

1) プレゼンテーション

実施日時：令和9年1月中旬

書類選考後別途通知します。

実施方法：時間は 15 分程度で個々に行く（開始時間は別途連絡）

実施場所：軽井沢町役場

6. 審査結果等

- ① 次の場合は失格とし、審査の対象としない。
 - ・提出期限に遅れた場合
 - ・審査結果に影響を与える不正な行為が行われた場合
- ② 採用の有無については、書類を提出した者全員に通知する。
- ③ 提出された書類は返却しない。
- ④ 審査結果についての異義申し立ては受付けない。

7. その他

- ① 利用できる区画は 1 人又は 1 団体 1 区画とする。
- ② 店舗から排出されるごみは町の決まりを守り出店者の責任において処理すること。
- ③ 店舗利用に伴う車両は、有料駐車場等を利用すること。また、必要となる費用は出店者の負担とする。

8. 問い合わせ先

観光経済課観光商工係 TEL 0267-45-8579 FAX 0267-46-3165

軽井沢町商工会 TEL 0267-45-5307 FAX 0267-46-1498